建築物省エネ法 エネルギー消費性能確保計画係る適合性判定手数料

建築物エネルキー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料							
用途	評価方法	床面積(㎡)			手数料(円)		
非住宅建築物	標準入力法等	0 超	\sim	300 未満	231,000		
		300 以上	~	2,000 未満	374,000		
		2,000 以上	~	5,000 未満	533,000		
		5,000 以上	~	10,000 未満	657,000		
		10,000 以上	~	25,000 未満	776,000		
		25,000 以上	~	50,000 未満	885,000		
		50,000 以上			1,104,000		
	モデル建物法	0 超	~	300 未満	89,000		
		300 以上	~	2,000 未満	148,000		
		2,000 以上	~	5,000 未満	240,000		
		5,000 以上	~	10,000 未満	313,000		
		10,000 以上	\sim	25,000 未満	376,000		
		25,000 以上	~	50,000 未満	442,000		
		50,000 以上			572,000		

- 1. 計画変更申請 変更に係る部分の床面積の1/2+増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適り
- 1. 計画変更申請 変更に係る部分の床面積の1/2+増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適分 2. 軽微変更該当証明書の交付 変更に係る部分の床面積の1/2+増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適分 3. 住宅・非住宅の複合用途の場合は、非住宅部分の面積により算出した手数料の合計額とする 4. 国の算定にならい、100円未満は切上げとする

建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合性判定に係る完了検査申請手数料

建築物エネルキー消費性能適合性判定に係る完了検査申請手数料						
床ī	面積(㎡)	手数料(円)				
2,000 以上	~	5,000 未満	108,000			
5,000 以上	~	10,000 未満	141,000			
10,000 以上	~	25,000 未満	169,000			
25,000 以上	~	50,000 未満	199,000			
50,000 以上			257,000			

- 1. 上表の額に宇治市建築基準法等関係事務手数料条例別表第1第4号に規定する額を加算した額とする 2. 住宅・非住宅の複合用途の場合は、非住宅部分の面積により算出した手数料の合計額とする 3. 国の算定にならい、100円未満は切上げとする